

# 会報

2001.1  
第64号



社団法人千葉県環境保全協議会

## 目 次

*年頭あいさつ.....	1
会長 中村皓一	
*年頭あいさつ.....	2
千葉県知事 沼田 武	
*協議会活動について.....	3
*クリーンウェイスト千葉2000.....	4
*リレー訪問	
・合同酒精(株)東京工場 .....	5
*行政法令動向	
・千葉県地球温暖化防止計画の概要	
千葉県環境生活部環境生活課 .....	9
・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について	
千葉県環境生活部一般廃棄物課 .....	14
*房総の歴史	
・堀田正信から佐倉宗五郎になってしましました.....	18



## 年頭あいさつ

会長 中村皓一

新日本製鐵（株）君津製鐵所副所長

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご健勝で輝かしい21世紀の幕開けをお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、県ご当局の適切なるご指導と会員の皆様の暖かいご支援を賜り、当協議会の事業活動を計画通り円滑に実施できましたことに対して心から厚くお礼申し上げます。

さて、20世紀後半を振り返りますと、我が国経済を取り巻く環境は二度にわたるオイルショックや急激な円高、さらにはバブル経済とその崩壊等、大きくそして構造的に変化して参りました。長引く不況に対して、一昨年来の政府の経済政策の浸透などで一部に改善の傾向が見られましたが、概して言えば民間企業の設備投資の減少が続くなど低調に推移しました。本年も、政府の経済政策を下支えとする景気回復への期待はありますが、依然として不透明な景気動向が続くことが予想されます。

環境問題については、昨年11月にオランダのハーグでCOP6（気候変動枠組条約第6回締約国会議）が開催されました。温室効果ガスの排出削減を義務付けた「京都議定書」を締結可能とすべく、議定書の詳細について合意を得ることを目的に議論が行われましたが、最終的に合意を得ることができず、今年5～6月に開催される可能性が高いCOP6再開会合に議論を持ち越す結果となりました。

我が国においては、一昨年来地球温暖化対策推進法、PRTR法（化学物質管理促進法）、ダイオキシン類対策特別措置法の立法化や省エネ法の改正が相次ぐ一方で、昨年は循環型社会の構築に向けて循環型社会形成推進基本法の制定やリサイクル法、廃棄物処理法の改正が一斉に行われました。

一方千葉県におかれては、環境への負荷が少ない社会経済システムの実現に向けた取組も総合的に推進されております。昨年11月には「新世紀しば5か年計画」が、12月には国内外の地球環境の動向を踏まえて「千葉県地球温暖化防止計画」がそれぞれ策定されております。さらに昨年は、県及び地元市と千葉県臨海地域の企業との間に締結している「公害の防止に関する細目協定」が改正され、新たに締結・施行されております。

「環境の世紀」と言われる21世紀が幕を開けたわけですが、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して、地球環境の保全に一層貢献していきたいと思います。

当協議会といたしましては、これまでの活動成果と良き伝統を踏まえ、県ご当局と密接な連携を保ちつつ、充実した事業活動を推進していく所存でございますので、会員の皆様の更なるご支援をお願いいたします新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭あいさつ

### みんなでつくる新世紀ちば ～「21世紀は千葉の時代」～

千葉県知事 沼田 武

あけましておめでとうございます。

社団法人千葉県環境保全協議会の会員の皆様には、希望あふれるさわやかな新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

いよいよ新しい世紀、21世紀がスタートいたしました。

千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と緑豊かな丘陵など将来の世代に引き継いでいかなければならぬ豊かな房総の自然が息づいています。

このかけがえのない財産を保全するため、県では、これまで総合的な環境保全施策を展開し「環境先進県ちば」に向けての取り組みを行ってまいりました。

平成13年度は、県民一人ひとりの幸せづくりや地域の自立と発展を実現していくため、長期ビジョン「みんなでひらく2025年のちば」に基づく第1次の総合5か年計画「新世紀ちば5か年計画」がスタートいたします。

この計画は、「みんなで取り組む21世紀のちば」、「時代の変化の中でも安心して暮らせる社会づくり」、「未来をひらく元気な地域づくり」の3つの基本目標を掲げ、その実現を図るため、社会の変化や多様化する県民ニーズに積極的に対応する総合的・横断的な施策を推進していくこととしています。

21世紀は、「環境の世紀」と言われていますが、将来にわたって持続的発展を可能にするためには、人と自然が共生できるような自然環境の保全、地球規模での環境問題に積極的に対応することが重要です。

このため、県では、「新世紀ちば5か年計画」の施策の柱のひとつとして「環境と共生する社会づくり」を掲げ、ものの循環を通して資源が円滑に還元され、最終処分に依存しない「資源循環型社会」の構築に取り組むなど、県民、事業者、行政が一体となって環境問題の解決が図られるよう努めてまいります。

千葉県環境保全協議会の会員企業の皆様におかれましては、環境への配慮を重要な経営方針のひとつに掲げ、「資源循環型社会」の構築に向けた取り組みをはじめ、事業活動と環境保全との関係を明らかにするための環境報告書や環境会計の導入も積極的に取り組まれていると伺っております。

今後とも、環境問題の解決に向けて、県民・事業者・行政が互いに連携を図り、それぞれの役割と責任のもとに環境に配慮した行動を実践することが重要なこととなりますので、皆様のより一層の御支援、御協力をお願ひいたします。

終わりに、貴協議会のますますの御発展と会員の御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

## 協議会活動について

### 1.平成12年度事業報告（4月～12月）

	事 業	会 務
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・11日 第1回総務委員会（自治会館）</li> <li>・17日 平成11年度事業監査（自治会館）</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・16日 平成12年度通常総会 (ポートプラザちば)</li> <li>・16日 第1回部会連絡会（ポートプラザちば）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10日 環境分科会（大気水質） (幕張メッセ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日 会報第63回編集委員会（教育会館）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4日 廃棄物関係管理者研修会 (ジャパン・リサイクル他)</li> <li>・17日、18日、19日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）</li> <li>・26日、27日、28日 大気公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14日 クリーン・ウェイスト千葉2000担当者会議（県庁環境生活部会議室）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日 大気・粉じん管理者研修（自治会館）</li> <li>・8日、9日、10日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）</li> <li>・22日 水質管理者研修会（プラザ菜の花）</li> <li>・30日、31日、1日 大気公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>7日、8日 騒音公害防止管理者試験受験講習会（自治会館）</li> <li>12日、13日 振動公害防止管理者試験受験講習会（自治会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18日 第2回総務委員会（自治会館）</li> <li>・22日 第2回部会連絡会（教育会館）</li> <li>・27日 クリーン・ウェイスト千葉2000担当者会議（県産業廃棄物課）</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12日 廃棄物関係管理者研修会（自治会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5日 クリーン・ウェイスト千葉2000幹事会（自治会館）</li> <li>・19日 クリーン・ウェイスト千葉2000担当者会議（県産業廃棄物課）</li> <li>・26日 第3回総務委員会（自治会館）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日 大気第一線技術者研修会 (日本自動車研究所他)</li> <li>・10日 クリーンウェイスト千葉2000 (芸術文化ホール)</li> <li>・14日 統括者・主任管理者研修会 (ばるるプラザ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6日 クリーン・ウェイスト千葉2000担当者会議（県産業廃棄物課）</li> <li>・9日 会報第64号編集委員会（自治会館）</li> <li>・14日 第1回理事会（ばるるプラザ）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11日 水質第一線技術者研修会（自治会館）</li> <li>・21日 ISO講習会（管理者研修会） (教育会館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18日 協定小委員会（自治会館）</li> </ul>

### 2.平成11年度事業報告（1月～3月）

1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・26日 第4回総務委員会（自治会館）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27日 騒・振・悪第一線技術者研修会 (ポートプラザ千葉)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下旬 協定小委員会（自治会館）</li> <li>・下旬 第4回部会連絡会（自治会館）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上旬 環境問題説明会（自治会館）</li> <li>・中旬 PRTR講習会（自治会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中旬 第2回理事会（自治会館）</li> </ul>

## クリーンウェイスト

# クリーンウェイスト千葉2000 〈産業廃棄物適正処理推進大会〉

平成12年11月10日（金）午前10時より千葉市中央区青葉町の青葉の森公園・芸術文化ホールにおいて「クリーンウェイスト千葉2000」が盛大に開催されました。

当日は県民をはじめ、関係団体、行政関係者等661名が参加し、優良事業場、適正処理推進功労者に対する表彰のほか、産業廃棄物の適正処理に関する取り組みの発表や産業廃棄物不法投棄の責任の所在をテーマにした演劇も上演され、大会宣言を採択して閉幕しました。

一方、会場の1階展示コーナーでは、千葉県の産業廃棄物の現状、処分場、不法投棄現場等のパネルの展示が行われました。

## 表彰

### 1. 減量化・再資源化優良事業場

産業廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んでいる次の事業場

#### (1) 知事感謝状

新日本製鐵（株）君津製鐵所

#### (2) 大会会長感謝状

王子コーンスターク（株）千葉工場

### 2. 産業廃棄物適正処理推進功労者（大会会長感謝状）

産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物の排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等の業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績のあった次の方々

秋元 重敏 様（三井化学（株）市原工場）

畔蒜 剛雄 様（下村特殊精工（株）松尾工場）

神村 哲夫 様（（株）日立製作所 ディスプレイグループ）

佐藤 庸顕 様（JSR（株）千葉工場）

中村 彰 様（（株）荏原製作所 袖ヶ浦工場）

## 事例発表

### 「CFC、HCFC等の特定フロン破壊処理について」

旭硝子（株）千葉工場 主席技師 杉村 文雄 氏

オゾン層破壊の原因として、カーエアコン等の冷凍空調機器に使用されているフロンが問題となっていますが、工場では、冷媒用フロンである、CFC,HCFC等の回収、破壊事業を行っており、その破壊処理システムについて紹介されました。

## リレー訪問

第46回目になります企業訪問は、松戸部会の合同酒精(株)東京工場にお願いいたしました。  
(編集委員会)

# 合同酒精(株)東京工場を訪ねて

合同酒精(株) 東京工場取締役東京工場長  
製造グループ専任マネージャー  
聞き手 協議会事務局副主査

沼田 敏男氏  
山口 憲氏  
松崎 容子  
(以下 敬称略)



松崎 本日お邪魔いたしました合同酒  
精(株)東京工場は、  
県の北西部、松戸市の  
西寄り、北松戸駅のす  
ぐ前にあります。

本日は、取締役工場  
長の沼田様と製造担当  
の山口様が、私のお相  
手をしてくださいます。

それでは早速ですが、会社の沿  
革からお話しいただけますか。

沼田 創業は、大正13年(1924)です。  
その頃のこととは、私もあり詳  
しくはないんですが、神谷酒造旭

川工場と酒造メーカー四社が合併  
して合同酒精(株)としてスター  
トを切ったようです。

御社の“合同”という名前は、  
そこからきてるんですね。

そうですね。その後も幾度か合  
併を行って現在に至っています。

どういったものをつくられている  
んですか。

当社は、清酒・焼酎・合成酒・  
缶酎ハイ等々、あらゆる酒類をつ  
くっている会社なんです。最近では  
地ビールの製造販売も行っています。



生産部門は全国に五か所。北から創業工場で、焼酎・清酒の製造工場としての骨格を持ち、北海道での甲類焼酎の市場で大きなシェアを誇っている『旭川工場』、旭川工場は地域的にも北海道完結型ともいえる存在です。

それから青森県『八戸工場』、ここは、総合発酵工場として清酒と味醂・酵素・医薬品などをつくっています。静岡県『清水工場』は、高品質のアルコール製造工場です。『灘 西宮工場』は、清酒の主力工場。というように各工場それぞれの特色を持っています。

青森県以南につきましては、この『東京工場』が中核になっています。

**松崎** 東京工場では、何をつくられているんですか。

**沼田** ここには清酒醸造の様な設備(洗米、蒸米、仕込、発酵)はございません。

様々な充填ラインを有し、他の工場からローリーで運ばれてきた原酒を最終的な製品にして出荷する。というブレンディング、ボトリング的な色彩が非常に強いプラントとなっています。

また、特に近年、物流は大きく様変わりしてきまして、例えばコンビニエンスストアは、大きな倉庫を持たない営業形態でしょう。ですから、ここでは出荷の際に細かな要求に対応できる効率的なコンピュータ制御の大型のラック式自動立体倉庫が設置しております。

**松崎** 東京工場は、いつ頃できたんですか。

**沼田** 昭和38年です。もともと都内の吾妻橋にあった神谷酒造と、いくつかの工場を統合して、ここ北松戸工業団地に進出してきたと聞いております。

当初は、この工場の回りには何もありませんでした。昭和45年に私が赴任してきたころでも北松戸の駅は、松戸競輪の開催される時には多数の乗降客がありましたが、それ以外は閑散としていたと記憶しております。

松崎さんは御存じかどうか…甘口のハチブドー酒というお酒を中心にしていわゆる洋酒の専門工場としてスタートしたんです。

**松崎** 工場の敷地はどのくらいあるんですか。

**沼田** 現在、敷地面積は約二万坪ですが、ここには酵素医薬品を開発している『酵素医薬品研究所』、酒類の研究開発をしている『新製品開発センター』、そのほか『関東物流センター』、『システム統括部』など本社管轄のセクションも集約されているものですから、工場自体の使用は一万坪位です。

従業員は、社員72名と関連会社のパートさん約100名で、特に今はシーズン中なもので、繁忙期にあたっています。通常、二交替制ですが、季節によっては三交替勤務体制を取っています。

5~6月の皆さんのが梅酒をつける季節も忙しいんですよ。

**松崎** お酒の消費は全体的に増えているんですか。

**沼田** これは、ご説明をするのが難しいんですが、酒類業界は成熟産業で、前年比で微増はしているんだろうと想定しています。

但し、これはアルコール換算をするのか、容量換算をするのかで、大きく数字が違ってきちゃうんですよ。というのは、アルコールの度数



は、お酒によって違いますでしょう。例えば、ウイスキーだと42%ぐらい。酎ハイだと5%、7%と…。

ただ、最近の傾向としては、軽薄短小の世界になってきていると言えますね。ハードリカーが敬遠されて、酎ハイとか発泡酒といふいわゆる低アルコール飲料が伸びていますから、量的には増えて、アルコール的には減る傾向が見られます。

松崎さんは、お酒を飲まれますか。

いいえ。残念ながら…。でも軽いお酒が好まれるのは、女性の飲酒が増えたからなんですか。

それだけではないでしょけれど、女性の飲酒は確かに増えています。

全体としては、需要が伸びているということですねえ。

というよりも、この工場での生産が伸びているといった方がいいかも知れません。特に最近は、急激に増えています。今は、どの企業さんでもそうですが、生産コストの削減、或は、生産性の向上を目指して、生産の再編成等を行って低コスト化を図っています。

この業界でもディスカウントストアなどによる商品の価格破壊は、凄じいものがあります。350ml入りの缶酎ハイが100円以下で売られたりしていますから……。

松崎 そんなに安いところもあるんですね。

沼田 はい。ですから、合理化、効率化をしていかないと市場から抹殺されるという恐怖がありますから、生産を集約するという意味でスケールメリットを追求するわけです。

そういうことで、当社でも本格的な経営改革に着手し、ここ何年かは、毎年のように設備投資によ

る効率化を行っています。

特に焼酎ブレンダーシステムは、清水工場でつくった95%のアルコールから自働で焼酎にまで仕上げる設備で飛躍的に生産が伸びました。

松崎 どれくらいの種類の製品をつくられているんですか。

沼田 製造のアイテムは、600ぐらいあります。

松崎 そんなにあるんですか。

沼田 工場の充填ラインには缶、ペットボトル、瓶、紙パックなどがあり、経済状態や嗜好の変化、あらゆる状況に対応できる、変幻自在でフレキシブルな工場を目指しています。

今は缶酎ハイ『Hi-Boy』の需要が伸びていますね。

また、プライベートなものも結構あります。

松崎 プライベートなもの？ オリジナルブランドという意味ですか。

沼田 はい。スーパー・マーケット、ディスカウントストア、コンビニエンスストアの……、当社のブランドでなく、流通のブランドとしての意味です。

松崎 御社の主な製品には、どういったものがあるんですか。

山口 製造品目は、先程申しましたように『和酒』、『洋酒』、『調味料』と大きく分けられます。和酒も更に、『焼酎』、『酎ハイ』、『清酒』、『合成清酒』、『味醂』といふふうに分けられます。

合成清酒は現在、『元禄美人』などの紙パック製品がメインなんですが、この分野では、私どもが一番のマーケットシェアを持っています。

洋酒について特徴的なのは、製菓



用の洋酒、いわゆる半生菓子を作るとときに使う洋酒、ラムですとか、ブランデー、キュラソーといったものも業界から非常に高い評価をいただいている。

創業当初からの『ハチブドー酒』も根強い人気で今でも多くの方々に親しまれています。また、健康酒もちょっとした人気で、“かりん”“あんず”“ブルーベリー”“ブルーン”といった果実のお酒が女性を中心に大変好まれています。

**沼田** ただ、清酒の消費層というのは40代、50代の方々がメインなんですよ。お若い方々は、清酒ばなれしていると思えるんです。

ちょっとした居酒屋さんなんかに行きましても若い人達はビール、酎ハイ、ワインで、我々中年が熱燗という状況ですもんね。

若い人達にももう少し飲んでいただかないと国民酒としての清酒は廃れてしまうんじゃないかとちょっと心配なんです。

業界の集まりでも話すんです。

「これからは国民酒として、若い人達にも支持をいただける清酒づくりをして行かなければならないね」と。

**松崎** でも、最近では日本酒もワインのように銘柄にこだわったりはじめていますよね。

**沼田** それは、そうですね。地酒への指向が強くなったり、或は、吟醸酒、純米酒等の特定名称酒、生貯蔵酒だとか冷用酒といった酒が伸びていますからね。

**松崎** ワインといえば、ワインを楽しみながらガーデン・バーベキューができる茨城県の牛久シャトーも御社の関連の施設だと伺っているんですが。

**山口** あそこは、明治36年に、浅草の“神谷バー”で有名な神谷伝兵衛が

ワインづくりを始めた際に建てられた醸造所で、ワインや料理が気軽に楽しめる場所です。八戸にも同じような形式の施設があります。どちらも地ビールの製造販売等も行っています。

また、北海道にはお酒を作っている工程がそのままレストランから見えるというところもあります。食事やお酒を飲みながら、ガラス越しに発酵タンク等の醸造設備が見えるんです。

**松崎** 楽しそうですね。牛久シャトーには、近いうちに家族で出かけてみようかなと思います。

最後に環境対策について少しお話し願えますか。

**沼田** 普通、こういったところの蒸溜廃液の処理は、非常に難しいんですが、幸いといってはなんですが、先程申し上げましたとおりここでは、そういう工程はありませんから…。

**山口** 環境対策は、洗瓶等の洗浄排水が一番の問題です。お酒には、アルコールと糖と酸が含まれていますから。大気については、特に問題ありません。廃棄物についても極力、リサイクルに回すようにしていますが、もともと大量に出るということでもありません。

私どもの工場は、平成10年にISO9002を取得しています。ISO14001についても現在、取得を検討中です。

**松崎** 吞めなくて残念なくらい色々な種類のお酒があることにびっくりしました。

女性向きの軽いお酒や健康酒なら少しは飲めるかしら。今度、チャレンジしてみようかなと思います。

本日は、お忙しい中をありがとうございました。

## 行政法令動向

# 千葉県地球温暖化防止計画の概要

千葉県環境生活部環境生活課

本県では、平成8年度に「千葉県環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策の取組を進めてきたところであるが、「地球温暖化防止京都会議」（平成9年12月）の開催、その成果を受け制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」、さらには、国内外での地球温暖化対策の取組の動向から、地球温暖化防止対策の一層の推進を図る必要がある。

このため、県民・事業者・行政が一体となって県全体の「温室効果ガス」の排出削減目標と具体的な対策を盛り込んだ計画を策定することとし、平成10年度に地球温暖化防止計画策定基礎調査を、11年度に基礎調査結果をもとに計画策定調査を実施し、千葉県環境審議会の議を経て12年12月に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定したところであり、その概要は以下のとおりである。

## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ

- ①「千葉県環境基本計画」（平成8年策定）で掲げる「地球温暖化の抑制」に係る取組を展開するための具体的な行動計画
- ②「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」（平成10年制定）で地方公共団体の責務として規定する「区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する」ための計画

### (2) 計画期間

平成12（2000）年度～平成22（2010）年度

### (3) 削減対象ガス

「京都議定書」で定められた次の6種類の「温室効果ガス」とする。

- ①二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- ②メタン (CH<sub>4</sub>)
- ③一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ④ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ⑤パーフルオロカーボン (PFC)
- ⑥六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

## 2 温室効果ガス排出の現況と将来

県内の二酸化炭素等の温室効果ガスについて、1990年度から1997年度までの現況の排出量を推計し、さらに、排出抑制の施策の方向を探るため、2005、2010、2015年度の排出量について将来予測をした結果、温室効果ガスの排出総量は1990年度から1997年度までの間にすでに9%増加しており、さらに、このまま現行以上の対策を講じなかった場合、2010年度には25%増加すると予測された。

なお、県内で排出される温室効果ガスの種類別では、約95%を二酸化炭素が占めている。

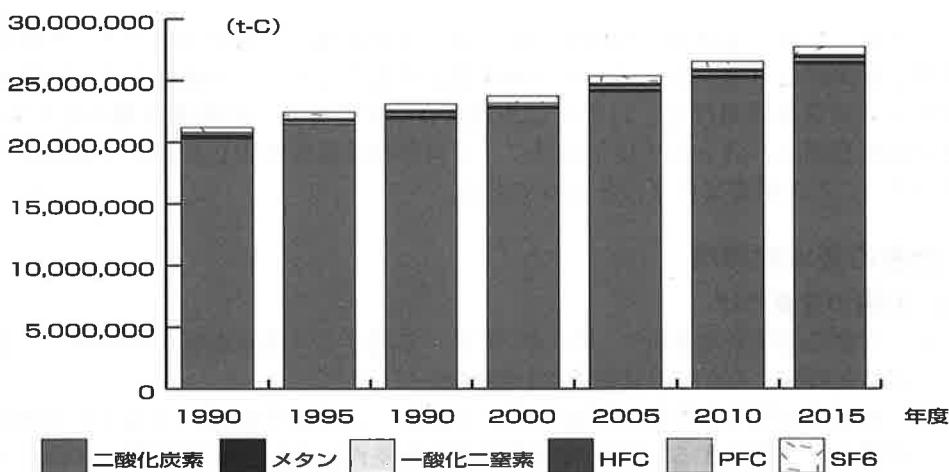
### 温室効果ガス排出量の推計結果

単位:t-C

年 度	1990	1995	1997	2000	2005	2010	2015
二酸化炭素	20,282,920	21,475,270	21,908,007	22,714,343	24,049,010	25,169,141	26,311,188
メタン	314,213	236,363	217,514	238,634	239,197	240,496	241,783
一酸化二窒素	164,515	193,7871	195,901	203,678	212,990	222,252	231,706
HFC	19,925	159,616	195,319	168,997	178,709	188,403	198,296
PFC	22,336	66,300	73,024	71,877	74,975	78,073	81,791
SF6	390,439	537,098	512,597	582,275	607,373	632,471	662,588
合 計	21,194,348 (1.00)	22,668,428 (1.07)	23,102,362 (1.09)	23,979,804 (1.13)	25,362,254 (1.20)	26,530,836 (1.25)	27,727,352 (1.31)

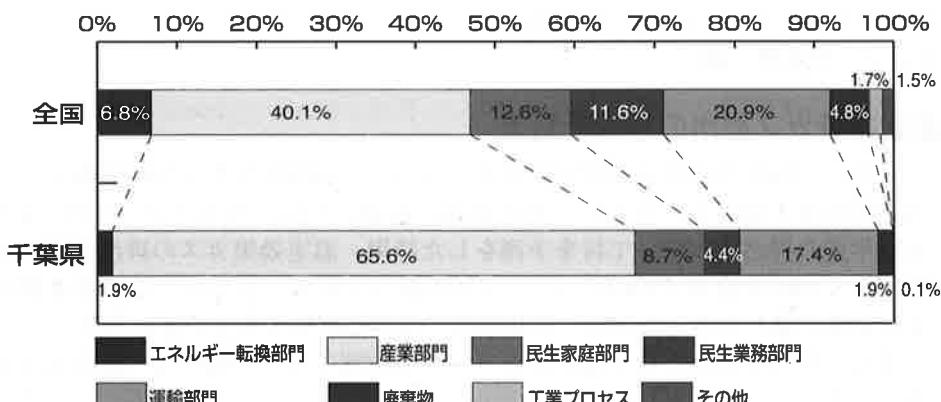
※各ガスは、それぞれ炭素換算後の排出量を記載

※各数値は四捨五入しているため、合計値とは一致しない



また、二酸化炭素排出構造を全国と比較すると、産業部門の占める割合が全国の40.1%に対し65.6%を占めており、本県では産業活動中心の排出構造が特徴となっている。

### 二酸化炭素排出構造の全国との比較（1997年度）



### 3 温室効果ガスの削減目標

#### (1) 削減のシナリオ

2010年度を目標年度として、県民、事業者、行政が日常の生活や事業活動などに関わる地球温暖化対策に取り組むことにより削減される温室効果ガスの排出量を検討したところ、各種の温暖化対策が高いレベルで実施された場合に、国の目標 [6%削減] をわずかに上回るという結果となった。

部門別温室効果ガス排出量と削減効果

単位：千t-C

部門	基準年度 排出量	上段：2010年度対策前排出量		下段：基準年度比変化率		
				レベルI	レベルII	レベルIII
		レバ	ル			
	エネルギー転換	410	796	776	769	763
			94%	89%	88%	86%
二酸化炭素対策	産業	13,951	16,136	14,021	13,361	12,701
			16%	0%	-4%	-9%
	家庭	1,685	2,332	1,876	1,712	1,570
			38%	11%	2%	-7%
	民生		1,087	819	712	609
			36%	3%	-11%	-24%
	業務	798				
	運輸	3,004	4,359	3,858	3,650	3,464
			45%	28%	22%	15%
	廃棄物処理	407	425	367	348	329
			4%	-10%	-14%	-19%
	水道供給	27	31	28	28	28
			14%	2%	2%	1%
	その他	0	4	4	4	4
			—	—	—	—
	その他ガス対策	1,242	1,362	931	788	644
			10%	-25%	-37%	-48%
	合計	21,525	26,531	22,679	21,373	20,112
			+23%	+5.4%	-0.7%	-6.6%

※基準年度：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年度、他のガスは1995年度

※取組実施レベルの目安：I：現行の2～3倍程度の実施率 II：IとIIの中間程度の実施率

III：可能な限り最大限の実施率

※基準年度比変化率＝(レベル別2010年度対策後排出量－基準年度排出量)／基準年度排出量

#### (2) 削減目標の設定

削減シナリオ及び削減量推計の検討結果及び京都議定書における日本の削減目標を考慮し、以下のとおり削減目標を設定した。

2010年度における千葉県内で排出される二酸化炭素などの温室効果ガス（京都議定書で対象とする6物質）の総量を、基準年度（1990年度\*）に比べて6%削減する。

※基準年度：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年度、他のガスは1995年度

削減のシナリオと削減量推計の検討の結果では、現時点で実行可能と思われる種々の対策に最大限取り組むことにより、この目標の達成が可能である。

今後、国レベルでの温暖化防止対策の一層の推進に向けた諸制度の導入、燃料電池や二酸化炭素の回収・処理技術など新たな対策技術の進展、さらには県民・事業者、行政の取組がより一層深まることを期待し、この目標の達成を目指すこととする。

#### 4 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化対策は、各種の産業活動から日常生活での行動に至るまで、あらゆる社会経済活動にわたるものであり、温室効果ガスの排出抑制に直接結びつくものから間接的な効果を持つものまで多種多様である。

そのため、県は、温室効果ガスの排出削減目標を達成するための各種の地球温暖化対策を体系づけ、国レベルにおける各種対策との整合性を踏まえながら、総合的かつ計画的に対策を推進するとともに各主体の取組を示した。

##### (1) 県の取組

- ・県自らの行動が、地域の環境に大きな負荷を与える可能性があることを認識し、率先して環境に配慮した行動を実践する。
- ・県民・事業者の自主的な地球温暖化防止の取組を促進するための支援策を積極的に推進する。
- ・環境に配慮した循環型社会システムづくりのための基盤整備を推進する。
- ・各主体が連携協力して計画を推進するための体制を整備するとともに、計画的の確な進行管理を行う。

##### (2) 市町村の取組

市町村の立場から、次のような視点のもとで取組を進める。

- ・自らの活動が地域の環境に大きな負荷を与える可能性があることを認識し、率先して環境に配慮した行動を実践する。
- ・住民・事業者の自主的な地球温暖化防止の取組を促進するための支援策を積極的に推進する。
- ・環境に配慮した循環型社会システムづくりのための基盤整備を推進する。

##### (3) 県民の取組

日常生活での電気や燃料（エネルギー）の消費やサービス・物品の購入が、温室効果ガス排出の一つの原因となっていることを認識し、家庭や職場などで省エネルギー・省資源に配慮した行動を実践する。

#### (4) 事業者の取組

物の製造や各種のサービスの提供など、事業の全般にわたる活動が、地球温暖化の一因となっている。エネルギーや資源の消費量の削減が地球温暖化防止に有効なだけではなく、コストの削減にもつながることを認識し、法令等に基づき、また自主的に温室効果ガスの排出を抑制するための取組を進める。

#### (5) 民間団体の取組

環境NGO（NPO）などの民間団体は、環境保全活動の実践者としての立場から、次のような視点のもとで取組を進める。

- ・自らの活動を通じて、行政や県民、事業者における地球温暖化防止のための取組を啓発し、新たな実践者を増す。
- ・既成の枠組みを越えた自由な交流を通じて様々な情報を収集する。
- ・行政や県民、事業者の取組を客観的にチェックするとともに、連携・協調して地球温暖化防止の活動を展開する。

### 5 計画の推進体制

#### (1) 各主体が連携・協力する計画推進体制の整備

地球温暖化に関する情報を収集・提供し、県民や事業者、民間団体の活動を支援するための「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」を設置するとともに、「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するなど、それぞれの地域で家庭などの取組を支援する体制を整備する。

#### (2) 他の自治体、国との連携・協力

七都県市首脳会議や知事会議などを通じての他の都道府県との情報交換・対策の連携協力を進めるとともに、県内の市町村とも、相互の自主性を尊重しながら連携を強めていく。

また、国の地球温暖化施策の実施に協力するとともに、必要に応じて県の施策実施への支援を求めていく。

#### (3) 計画の進行管理と見直し

県の施策や県民・事業者による対策の状況、温室効果ガスの排出実態など、温暖化防止の取組の進行状況を定期的に把握し公表する。

特に計画期間の中間時点（2005年度）の状況について詳細な実態調査を行い、地球温暖化を巡る国内外の動向などを的確に把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

以上、千葉県地球温暖化防止計画の概要について紹介しましたが、地球温暖化対策は緒についたばかりの状況であり、計画の達成に向けて事業者の皆様のオフィスや生産活動の場における温暖化対策のより一層の推進をお願いするものであります。

## 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)について

千葉県環境生活部一般廃棄物課

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が平成10年6月5日に制定され、平成13年4月1日に本格施行されます。

これまで、全国の一般家庭等から排出される使用済家電製品については、約80%が小売業者により、残りの約20%が自治体で回収された後、民間の処理業者や自治体によって処理されてきました。

このうち、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4品目については、年間の排出量が重量にして約60万トン、台数にして約1,800万台にもなるといわれています。これらの使用済家電製品については、有用な資源が多くあるにもかかわらず、一部の金属がリサイクルされる以外は廃棄物として埋立処分されており(図1)、また、大型化傾向にあるテレビや、フロン回収が必要とされる冷蔵庫やエアコンなどは、自治体の力では処理が困難になってきています。

この法律は、当面、これら4品目の使用済家電製品についてリサイクルを行うことで、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な確保を図り、生活環境の安全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

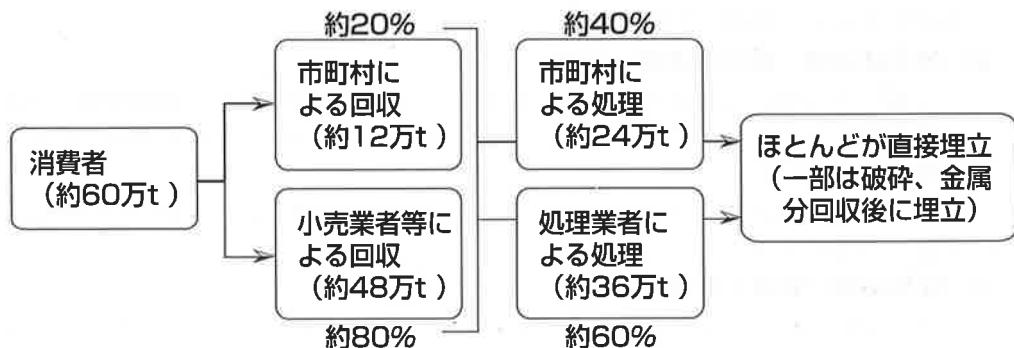


図1 これまでの使用済家電製品の流れ  
(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機)

### 1 関係者の役割分担等

この法律では、消費者、小売業者、製造業者等が次に示す各々の役割を果たすことによって、廃棄物の減量、資源の有効利用及び地球環境問題の改善等を図ることとしています。

- ・消費 者 → 小売業者等へ適正に対象機器を引き渡し、収集運搬料金及び再商品化等料金を支払います。
- ・小売業者 → 自らが販売した対象機器及び買い換えの際に引き取りを求められた対象機器を引き取り、製造業者等へ引き渡します。
- ・製造業者等 → 政令で定められた基準に従い、自らが過去に製造・輸入した対象機器の再商品化等を行います。
- ・市町村 → 消費者の要請により、小売業者に引取・引渡義務のない一部の対象機器の収集及び運搬、再商品化等を行います。  
また、市町村の再商品化等については、①市町村自らが実施する、②製造業者等に引き渡して実施させる、のいずれの方法も可能です（取り扱いについては、市町村によって異なります。）。

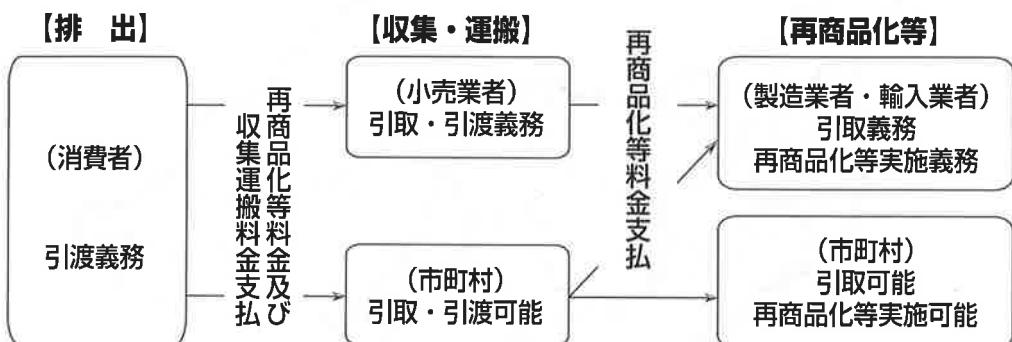


図2 家電リサイクルの流れ

## 2 「再商品化等」について

### ①定義

- ・対象機器から部品及び材料を分離し、これを製品の原材料又は部品として利用すること。
- ・対象機器から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること。

### ②基準

ユニット型エアコンディショナー	60%以上
テレビジョン受信機	55%以上
電気冷蔵庫、電気洗濯機	50%以上

### ③主要4品目の再商品化等料金（全製造業者が同一料金です。）

ユニット型エアコンディショナー	3,500円
テレビジョン受信機	2,700円
電気冷蔵庫	4,600円
電気洗濯機	2,400円

### ④収集運搬料金

小売業者等によって異なります。

### 3 指定引取場所について

製造業者等が自ら製造・輸入した対象機器の引取を求められた時の引取場所としてあらかじめ指定した場所のこととで、地理的条件、交通事情、その他の条件を勘案し、小売業者等からの対象機器の引渡が適正に行われるよう配慮するとともに、所在地や管理者の氏名・名称について公表することとなっています。

なお、県内の指定引取場所については、図3及び表1のとおり16箇所となっています。

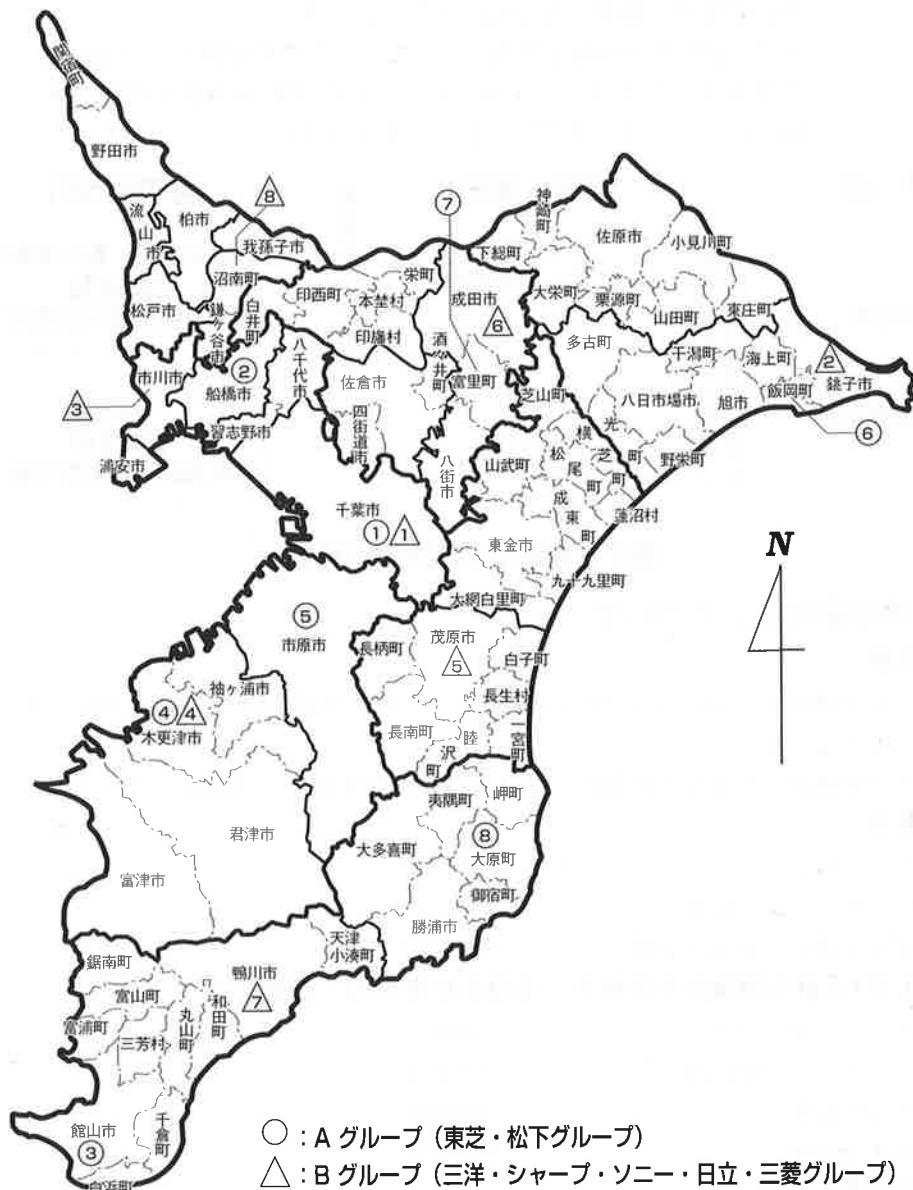


図3 千葉県内指定引取場所

Aグループ(東芝・松下グループ)		Bグループ(三洋・シャープ・ソニー・日立・三菱グループ)	
1	千葉市稻毛区六方町210	1	千葉市美浜区新港72-2
2	船橋市日の出1-21-1	2	銚子市唐子町73-45
3	館山市笠名1293-1	3	市川市東浜1-2-4
4	木更津市潮見6-29	4	木更津市木材港4
5	市原市八幡海岸通3-1	5	茂原市東郷字南原671
6	海上郡飯岡町三川6601	6	成田市東和田439-3
7	印旛郡富里町十倉猪頭604-5	7	鴨川市横渚28-1
8	夷隅郡大原町大原8760-4	8	東葛飾郡沼南町鷺野谷1027

表1 千葉県内指定引取場所一覧

#### 4 管理票制度について

消費者が排出した対象機器が製造業者に確実に運搬され、再商品化されるように管理票を使って管理します。消費者は、この管理票で小売業者がきちんと義務を履行したかを確認することができます(図4)。

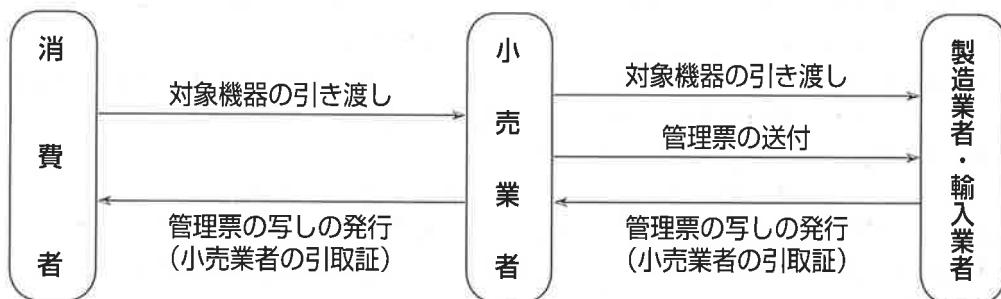


図4 管理票の流れ

#### 5 おわりに

ここまで、家電リサイクル法の概要について述べてきましたが、県としても積極的な広報活動により、同法の趣旨及び関係者の役割分担や排出者の負担の必要性等について、住民の理解と協力を求めていくこととしています。

ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組み、ものの循環を通して資源が円滑に還元され、最終処分に依存しない「資源循環型社会」を構築し、明るく希望に満ちた21世紀にするため、関係者の皆様の御理解と御協力をお願ひいたします。

## 房総の歴史

# 堀田正信から佐倉宗五郎になってしまいました

堀田正信の父は加賀守正盛。祖父は勘左衛門正利といいますが、正利までの事蹟は、あまり明白ではありません。

正利は、織田信長、浅野長政、小早川隆景、小早川秀秋と主君を代え、最後に徳川家に仕えて五百石を賜っています。

正利が徳川家に仕えるようになったのは、その妻が稻葉佐渡守正成の娘であったからです。

稻葉正成の奥方は春日局です。正利の妻は正成の前妻の娘で、春日局の実の娘というわけではありませんが、とにかく、局の縁故によって召し出され御書院番衆になりました。正利の子正盛は、幼時から家光の小姓となり、すこぶる寵愛されました。その昇進ぶりは異常なほどだったので、家光との間には男色関係があったとも言われています。

寛永8年（1631）御小姓番頭、同12年には早くも老中に列し、河越城3万5千石を賜っています。

この間、寛永9年2月に正利が死んでいますが、この死については妙な噂がありました。

ひとつは、自分の体が急スピードで出世してゆくのを悦び、なまじ自分のようなものがいては出世の妨げになると考へて、自殺をしたというもの。もうひとつは、病臥が長引いたので、深く君恩を受けながら、病のため、酬いるの道なし、死してあの世でお仕えするに如かずと遺言して自殺したというものです。

どちらにしても自害の理由としては、いささか異常なような気がします。

正盛は、寛永15年、信州松本7万石、同19年、下総佐倉11万石と加増され、妻には大老酒井忠勝の娘を貰い、将軍の信頼はますます厚く、この上もなく恵まれた地位にあるかのように見えました。

しかし、慶安4年（1651）4月20日、家光が死亡すると局面は一変します。当時の常識に従って、正盛は直ちに、家光の後を追って殉死した（殉死が禁止されたのは、寛文3年（1663）のこと）のです。

正盛には5人の男児があって、嫡子は上野介正信。次男は脇坂淡路守安元の養子となつた中務少輔安政。三男は久太郎正俊、後に備中守。四男は対馬守正英、五男は右馬助、早世。当然嫡子正信が家を継いで、御詰衆に加わりました。

当時、殉死者の遺族が特別の殊遇をされることとは、なかば当然のことでしたから、彼も重要なポストが与えられるであろうと期待していました。ところが、正信の期待に反して、何の役職も与えられませんでした。

保科正之、井伊直孝、酒井忠勝、阿部忠秋、松平信綱などの元老重臣が大勢いたため、弱冠正信の出る幕はなかったのです。

憤懣やるかたない正信は、何を思ったのか、ここで思い切ったことを仕出かします。

万治3年（1660）10月、一通の諫書を幕府に提出して、ただ一騎、佐倉の城に帰ってし

まったくのです。

上書は、保科正之と阿部忠秋とに宛てられました。諫書の内容は、次のとおりです。

父正盛は前将軍家の殊恩を受け、これに報ゆる奉公の途なくして殉死した。自分も父の跡をついで奉公せんと日夜心を碎いているが、当代となってすでに十年、その間、天下の人心を奮い立たしめるようなことは何一つない。民はもとより牛馬に至るまで疲弊しつくしている。これひとえに執政の人々が上様補佐の方法を誤り、施政その当を得ないためである。よって自分は、これら不忠の執政を討ち果たそうかとも考えたが、思いとどまつた。今日この書を奉るは將軍もすでに20歳に成られたから、万事お耳を達して可なりと思うからである。前将軍はよく天下を治め給うたが、武名を後世に遺さざることを後悔されていたという。

旗本の士にして困窮して侍の心得も維持し難いものがあるのに、執政らは少しもこれを察知せず、不行届極まる。されば私の領地11万石を上納致すによって、これを旗本らに分配していただきたい。云々。

正信の行為が幕閣で問題になった時、松平信綱は即座に「正信は狂気したのであろう」と言っています。それに対して保科正之が、「正信の言うところ必ずしも正しくはないが、一理なきに非ず。己れの家も一身も忘れての上申、決して狂氣にあるまじ」と取りなしました。信綱は、「狂氣でないとすれば、その罪は重い。一門の者まですべて厳重に処罰せねばならぬ。狂氣ならば、先代以来殊功の家、いかようにも罪を宥め得る」と答えたといいます。信綱にしてみれば、正信の上申は、明白な政道批判なわけだから、これを認めるわけにはいかなかったのでしょうか。

正気と狂気の境界は微妙です。確かに、家光死後の天下の情勢は、おびただしい数の浪人や旗本下級の士の困窮が大きな社会問題となってきたことは歴史的事実です。

正信が果して、病理学的意味において、発狂していたかどうかは、判定し難いところです。しかし、少なくとも、当時の常識から考えて思慮を欠いた行動であったことは間違ありません。

11月、正信は、弟の飯田城主脇坂安政に預けられ、領地は没収。正信の子帶刀正休には、一万俵の俸米を給せられました。処分としては、かなり寛大なものであったといえます。

但し、その後も穏やかだったわけではありません。

12年後の寛文12年、安政が播州竜野に転封されると、正信は若狭の小浜城主酒井忠直（母方の叔父）に預けられます。延宝5年（1677）3月、正信は、勝手に小浜を抜け出して京に赴き、清水寺と石清水八幡宮にお詣りをしてしまいます。酒井家では、驚いて正信を追って京でつかまえ、「勝手に旅などなされては、幕府からどのようなお咎めのあるやも知れず」と詰っても、「そうだな、酒井家は潰れるかも知れんな、しかし、天下のために親戚などどうなっても己むを得ぬと、以前から言っていたはず、今更、慌てるこもないだろう」と返答したといいます。酒井家では恐る恐る幕府に事の次第を報告すると、正信は改めて、徳島の蜂須賀家へお預け、正休は閉門、酒井忠直も監督不行届として閉門の処分を受けました。

ここでも正信は、事あるごとに文句をつけ、家臣や見張り（蜂須賀家では厳重に番人をつけた）を大いに困らせました。

刃物類は一切与えられていなかったのですが、延宝8年（1680）5月、將軍家綱死去の報が伝わると、同20日、鉄を以て喉を突いて自殺してしまいました。50歳でした。

この正信の乱心は、佐倉宗五郎の怨霊のたたりによるものだという説があります。

佐倉宗五郎（または宗吾、あるいは惣五郎）は、日本義民の代表とされ、無数の伝説に彩られているのですが、その実体はすこぶる曖昧なものです。

宗五郎についての伝説として残っているものに『地蔵堂通夜物語』というものがあります。時代は、百年も後、宝暦期の成立といわれています。

これによると、正信は父の功によって老中になったので、家臣も増長して百姓たちをいびり、種々の難題や年貢の増徴を行った。百姓は困窮して、伝来の田畠を売り、ついには他国へ離散するものも出る始末。名主たちは相談の上、郡奉行、勘定頭、家老に訴え出たが、効果はない。ついに三百余人が出府して、堀田家の江戸屋敷に願い出ることになった。宗五郎は、急病のため、少し遅れて出府。名主たちは、堀田家が歎願を受けつけてくれないので困惑している。

宗五郎は、老中久世大和守に駕籠訴訟をすることにし、西の丸下の屋敷から出てきた老中久世に願書を捧げる。

間もなく久世の屋敷から呼び出しがあり、行ってみると願書が差し戻され、直訴の罪は特に穏便に計ってもらっただけ。ここで、ついに将軍への直訴を企てるというわけだ。

承応3年12月、将軍家綱が上野寛永寺に参詣するため、下谷広小路黒門前の三枚橋の中の橋にさしかかった時、宗五郎は躍り出て、竹の先に訴状を差し挟んだものを出した。お側の者がこれを取ったので、宗五郎は悦んで旅宿に戻り、仲間と祝杯を挙げる。

幕閣では、評議の上、願書を堀田正信に下げ渡す。正信は大いに面目を失い、邸に戻ると直ちに家臣を呼んで、租税の減免を命じ、家臣たちの責任を追及したが、家臣たちは、逆に宗五郎に罪を被せ、それを極刑に処すべしと主張して、正信を説伏してしまった。

翌明暦元年（1655）2月、宗五郎夫婦と男子四人は処刑。宗五郎は、眼前に我兒の殺されるのを見て、「私は人々のために初めから命を棄ててかかっていること故、死はいさきかも悔ゆるところではない。なれど、幼児まで殺すとは余りに酷いこと、御領主さまご夫婦も修羅道に引き入れて、この恨み必ず晴らしてくれるわ」と叫んだ。

その祟りがてきめん、正信の妻は妊娠中に病死し、正信自身も乱心して城地を没収されてしまった。

以上がそのあらすじです。

さて、一見して分かるように、この『地蔵堂通夜物語』はほとんどがでたらめです。

第一に正信は老中になりました事はありません。老中になったのは父の正盛であり、本人は前段で述べたとおり歯噛みをするほど老中になりたかったにもかかわらず老中になれなかつたのが一因で頭に少し異常を呈したくら



いです。

第二に久世大和守は、この頃老中ではなく御側用人です。直訴状を受け取ってもらって悦んで宿所に戻ったというに至っては論外で、直訴者は直ちに取り押さえられた上、その領主の御留守居役に通知され、引き渡されるというのが実例です。

第三に上野で将軍に直訴したというのも、絶対にあり得ません。警戒の士卒は無能ではないからです。もし、直訴が成功したとしたら、将軍警護の士は皆んな切腹ものです。第四に直訴事件を伝える史料は、今のところ何一つ発見されていません。

以上のことから宗五郎についての俗説は、あくまで俗説で史実とは云いがたいのですが、おそらく、江戸時代を通じて、数多くの百姓一揆、農民騒動の中に無数の宗五郎的存在があったのでしょう。それらがすべて、宗五郎の一身に集中されて、理想像まで仕上げられたのではないでしょうか。また、そう考えれば、宗五郎の存在を否定する必要は少しもないような気がします。

明治5年に出版が始まった福沢諭吉の『学問のすゝめ』の終わりに、やや大急ぎで書かれたくだりがあります。

「人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終りをよくし、世界中に対して恥ずることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎あるのみ」

福沢のいう“人民の権義”とは権利・義務のことです。つまり、長い日本の歴史の中で、人民の権利・義務、これを主張し正しい道理を唱えて政府に迫った。結局、命を捨てることになったけれど、皆から慕われている。そういう義人は佐倉宗五郎があるだけだと。

福沢は、江戸時代の赤穂浪士だとか、「太平記」に出てくる楠木正成だとか、そういう人々をまったく評価していません。

楠木正成などというのは、権助のようなものだとまで書いています。権助というのは象徴的な言い方で、主人の使いに出て、主人にどうもまずいことをしちゃって、それで腹を切って死んでしまった。何も人類に貢献していないじゃないか。自分の主人に忠誠を尽くしただけの人が、何が偉いんだ、といっています。

福沢は、明治の新しい国づくりにあたって、殉教者的な、皆のために命を捨てるという、そういう人たちが大勢いる国が良い国なんだと強く訴えたかったのだと思います。

堀田正信の話から佐倉宗五郎の話になってしまいました。

事務局 菅谷 政春

『大名廃絶録』 南状範夫 文春文庫

『戦国房総の名族』 大衆文学研究会千葉支部 編 昭和図書出版

『江戸の大名 人物列伝』 竜門冬二 監 東京書籍

『逆・日本史 武士の時代編』 樋口清之 祥伝社

『日本の歴史がわかる本』 小和田哲男 三笠書房

『千葉県歴史の人物』 荒川法勝 編 曙印書館

『千葉県史跡の伝説』 荒川法勝 編 曙印書館

『郷土千葉の歴史』 川名 登 編 ぎょうせい

『佐倉惣五郎と宗吾信仰』 鎌木行廣 嶋書房出版

『日本史の巷説と実説』 和歌森太郎 毎日新聞社

『司馬遼太郎 全講演 第3巻』 朝日新聞社

『学問のすゝめ』 福沢諭吉 伊藤正雄訳 社会思想社



シャトーカミヤ  
(茨城県牛久市)

ボルドーのプチシャトーから、  
「ブトー・コレクション」34種類、到着。  
今までどこにもなかった“深さ”と“広がり”的ワインセラー。

❖シャトーカミヤ ワインセラー❖  
ボルドーの5大シャトー他、プレミアムワインの数々。  
3万本を常時貯蔵。21世紀に向けて OPEN。

JR常磐線「牛久駅」下車徒歩8分

*en souhaitant une bonne et durable  
Collaboration ensemble  
Jean-Luc Pouzenc  
Meilleur Sommelier du Monde*



合同酒精株式会社ワイン事業部  
〒104-8162東京都中央区銀座6-2-10  
TEL.03(3575)2736



世界のベストソムリエ  
ジャン=リュック・ブトー

限りある資源  
環境破壊  
やさしい生活仕様

# 21世紀

21世紀を1歩リードする

**SANKYO SNHシリーズ**

わたしたちが築き、守る。  
環境にやさしい、製品作り。  
お手伝いいたします。

## ◎ 石油資源と生活仕様(エコロジカル・ライフスタイル)への挑み

新世紀を迎える私たちは石油資源と環境問題を、真正面から向き合わなければならぬ時代に入りました。

石油は私たちの“暮らし”や“産業”を支えるうえで大切な資源であり、今世紀も、暮らしや産業の発展になくてはならないものです。

わが国政府が発表した「地球温暖化防止行動計画」に基づき、石油業界としても自主行動計画を策定し、資源の有効利用を推進しており、石油コーポレーシヨン・システム等の普及や新しい石油の利用技術の開発・導入などを積極的に取り組んでいます。

石油エネルギーと環境問題は、今や企業の経営方針の中にしっかりと位置付けなければなりません。

企業の厳格責任と自己責任において、商品のより良い選択が必要とされます。

当社も石油製品メーカーとして、石油資源の有効利用を図るべき、また環境にやさしい社会の実現に向けて挑戦いたします。

当社は、原産地であるオーストラリアで採掘された原油を独自の製法で、常に安定した品質に保ち、その製品「SNHシリーズ」は、経済性豊かで、かつアメリカOSHA基準、ヨーロッパ基準をクリアした安全性の高いものと、各業界で高いご評価を頂いております。

21世紀を1歩リードする石油製品を皆様にお届けいたします。

**三共油化工業株式会社**

〒272-0142 東京都港区新橋 1-7-11

TEL 03-5568-6411

**サンキョウ SNHシリーズ**

・各種ベース油、特殊潤滑油、特殊アスファルト他

まる・さんかく・しかく



仙厓(1750~1837)「○△□」／出光美術館蔵

近世禅画を代表するこの仙厓の作品は、宇宙を現したといわれています。円は無限、三角はすべての形の始まり、これから四角ができ、無限の形へと広がる。これを中国の哲人は万物と呼び、これが宇宙を成します。私たち出光石油化学の社章「まる・さんかく・しかく」は昭和39年の設立とともに、この画を原案として作られました。

出光石油化学では、出光興産と一体となった石油系化学会社の強みを活かして、化学用基礎原料・誘導品・加工製品にいたる各事業を展開しています。併せて、高度化・多様化するユーザーニーズに対応するため、創造的な研究開発・技術開発にたえまなく挑戦し、地球環境と調和を図りながら、豊かな社会の実現に貢献していきます。



東京都墨田区横網1丁目6番1号 TEL 03-3829-1046

# 私たちは、循環型社会の実現に貢献します。

君津製鐵所は、「緑と太陽の製鐵所」。35年かけて育んだ「ふるさとの森」は東京ドーム約30個分の広さ。そこには小鳥や、小動物が住んでいます。環境にやさしい取り組みはさらに続きます。水、電力のリサイクル率はほぼ100%。スチール缶、スクラップは鉄の原料として、廃プラスチックは燃料としてリサイクル。君津製鐵所はますます、循環型社会の一員としてその実現に貢献していきます。

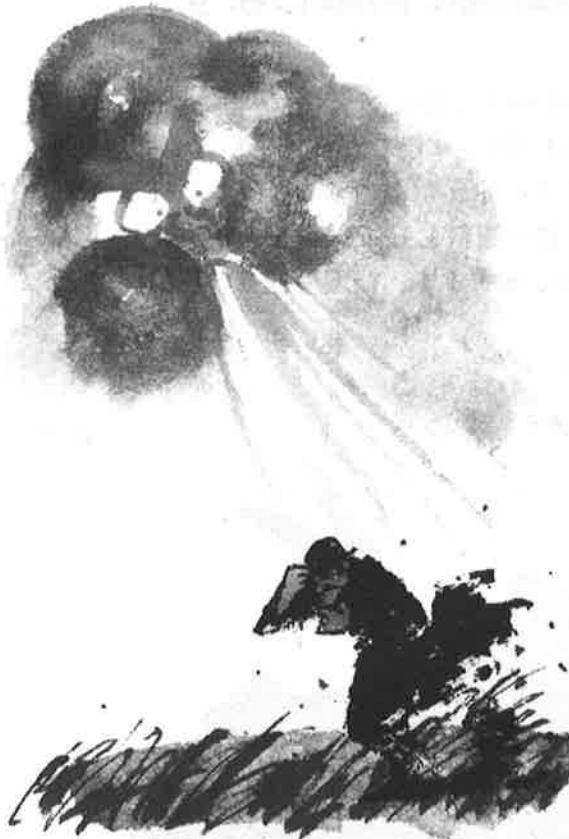


 新日本製鐵株式會社  
君津製鐵所

<http://www.kimitsu.nsc.co.jp>  
1998年3月 ISO14001 認証取得



東京電力  
TEPCO



北風も太陽も、  
これからは電気のためにがんばるそうです。

イソップ童話ではよきライバルだった北風と太陽も、発電ということになると将来の電力を支える新しい仲間です。枯渴が心配される化石燃料に代わって、地球を汚さず無限の力をフルに活かす新エネルギーに、東京電力も早くから目を向け、開発に入っています。とはいっても現実の電力需要に応えるにはまだまだ課題も多く、たとえば原子力発電所1基分(100万kW級)の年間発電電力量を太陽光発電でつくるには、山手線の内側の約2倍もの敷地が必要です。供給量が天候や時間帯に左右される問題もクリアしなければなりません。そういうわけで新エネルギーの占める割合は、いまのところ国全体の約1%ですが、二〇一〇年までには約3%が目標。さて北風と太陽、どちらが時代をとらえるか。



**あなたの生活を支えている石油  
安定供給の為に**



**富士石油株式会社袖ヶ浦製油所**

**袖ヶ浦市北袖1番地**



## 《編集後記》

今回の会報いかがでしたか？お正月はどのようにすごされたでしょうか？

そういう方が多かったのではないかと思いますが、昨年はY2K対応の緊張の中事業所で越年した私も、今年は我が家で家族と新世紀を迎えることができました。環境の世紀の元年にあたり、今、この時に「環境」に関する仕事をしている事についていろいろ思いをはせ決意をあらたにしたところです。そして例年より一層、今年を絶対いい年にするぞと思い、神にも祈りました。

昨年3月から協議会の活動に参加しているのですが、記念すべき21世紀の新年号の編集担当にめぐりあわせたことを光栄に思っています。記事の内容については会員の取材へのご協力、編集メンバーの努力の結果まずは従来に比して恥ずかしく無いものができたと考えています。

今回必ずしもできなかつたと思っているのが幅広い読者のご意見の反映です。先輩達が作り上げてきた形の継続をたいせつにしつつ常に新たな視点での取組みを意識することが重要かと思います。つきましては、今回の会報あるいは会報全般に関する読者の皆様のご意見、ご感想が頂ければと思います。

r.k.

[会報に関するご意見・ご感想の連絡先]

(社)千葉県環境保全協議会 事務局

TEL 043(224)5827 FAX 043(224)5827

E-mail [kanhokyo@io.ocn.ne.jp](mailto:kanhokyo@io.ocn.ne.jp)

区分	編集委員
64号	新日本製鐵(株)・東京電力(株)・出光石油科学(株) 富士石油(株)・三共油化工業(株)・合同酒精(株)

### 会報 第 64 号

発行年月 平成13年1月

発行者 社団法人千葉県環境保全協議会

会長 中村皓一

千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内

電話 043(224)5827

印刷 ワタナベ印刷株式会社

千葉市中央区今井3-21-14

電話 043(268)2511

